

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【公開番号】特開2002-132619(P2002-132619A)

【公開日】平成14年5月10日(2002.5.10)

【出願番号】特願2001-235967(P2001-235967)

【国際特許分類】

G 0 6 F	13/00	(2006.01)
H 0 4 N	7/173	(2006.01)
H 0 4 N	7/20	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	13/00	5 2 0 F
H 0 4 N	7/173	6 2 0 A
H 0 4 N	7/173	6 3 0
H 0 4 N	7/20	6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】複数のデジタルコンテンツを蓄積し、複数のデジタルコンテンツを含むデジタルデータをデータ受信端末装置に配信するデータ配信装置であって、

デジタルデータとして、当該デジタルデータの配信時点で前記データ受信端末装置に存在すべきデジタルコンテンツについてのリスト情報を含めたものを作成して配信することを特徴とするデータ配信装置。

【請求項2】前記データ受信端末装置へ衛星回線を介して前記デジタルデータを配信するために衛星に向けてデータを送信するデータ送信手段を備えることを特徴とする請求項1記載のデータ配信装置。

【請求項3】デジタルコンテンツを含むデジタルデータを受信し利用者に配布するデータ受信端末装置であって、

受信したデジタルデータに含まれる、当該デジタルデータの配信時点で自己に存在すべきデジタルコンテンツについてのリスト情報を参照して、当該リスト情報に記されているデジタルコンテンツのうち自己に未だ登録されていないデジタルコンテンツを特定し、その特定したデジタルコンテンツを今回受信しているときにはそのデジタルコンテンツを登録し、当該リスト情報に記されていないデジタルコンテンツが自己に登録されているときにはそのデジタルコンテンツを削除することを特徴とするデータ受信端末装置。

【請求項4】衛星から配信されるデジタルデータを受信する衛星データ受信手段を備えることを特徴とする請求項3記載のデータ受信端末装置。

【請求項5】複数のデジタルコンテンツを蓄積し、複数のデジタルコンテンツを含むデジタルデータを配信する中央管理装置と、前記中央管理装置から配信されたデジタルデータを受信して、複数のデジタルコンテンツを記憶手段に登録すると共に、その登録したデジタルコンテンツを利用者に個別に配布する複数の端末装置とを具備するデジタルデータ配信システムにおいて、

前記中央管理装置は、デジタルデータとして、当該デジタルデータの配信時点で前記端末装置に存在すべきデジタルコンテンツについてのリスト情報を含めたものを作成して配

信し、

前記各端末装置は、配信されたデジタルデータを受信し、デジタルコンテンツを記憶手段に登録した後、当該デジタルデータに含まれるリスト情報を参照することにより、そのリスト情報に記されているデジタルコンテンツのうち記憶手段に登録されているデジタルコンテンツを特定し、その特定したデジタルコンテンツについての在庫リスト情報を作成すると共に、その作成した在庫リスト情報を前記中央管理装置に送信することを特徴とするデジタルデータ配信システム。

【請求項6】 前記中央管理装置は、前記各端末装置から送信された在庫リスト情報に基づいて前記各端末装置におけるデジタルコンテンツの在庫状況を管理し、前記端末装置で受信されなかったデジタルコンテンツがあるときには、必要に応じて、当該デジタルコンテンツを再配布することを特徴とする請求項5記載のデジタルデータ配信システム。

【請求項7】 前記中央管理装置は、前記端末装置で受信されなかったデジタルコンテンツが重要度の高いものか否かを判断し、重要度が高いと判断したときに当該デジタルコンテンツを再配布すべきものと決定することを特徴とする請求項6記載のデジタルデータ配信システム。

【請求項8】 前記中央管理装置は衛星回線を利用してデジタルデータを前記複数の端末装置に同報配信するものであることを特徴とする請求項5、6又は7記載のデジタルデータ配信システム。

【請求項9】 前記各端末装置は、配信されたデジタルデータを受信した場合、当該デジタルデータに含まれるリスト情報を参照し、そのリスト情報に記されていないデジタルコンテンツが記憶手段に登録されているときには、そのデジタルコンテンツを記憶手段から削除することを特徴とする請求項5記載のデジタルデータ配信システム。

【請求項10】 前記各端末装置は、記憶手段に登録されているすべてのデジタルコンテンツのリストを在庫リスト情報として作成し、その作成した在庫リスト情報を通信回線を用いて前記中央管理装置に送信することを特徴とする請求項5又は6記載のデジタルデータ配信システム。

【請求項11】 複数のデジタルコンテンツを蓄積し、複数のデジタルコンテンツを含むデジタルデータをデータ受信端末装置に配信する機能をコンピュータに実現させるためのプログラムであって、

デジタルデータとして、当該デジタルデータの配信時点で前記データ受信端末装置に存在すべきデジタルコンテンツについてのリスト情報を含めたものを作成して配信する機能をコンピュータに実現させるためのプログラム。

【請求項12】 デジタルコンテンツを含むデジタルデータを受信し利用者に配布する機能をコンピュータに実現させるためのプログラムであって、

受信したデジタルデータに含まれる、当該デジタルデータの配信時点で自己に存在すべきデジタルコンテンツについてのリスト情報を参照して、当該リスト情報に記されているデジタルコンテンツのうち自己に未だ登録されていないデジタルコンテンツを特定し、その特定したデジタルコンテンツを今回受信しているときにはそのデジタルコンテンツを登録し、当該リスト情報に記されていないデジタルコンテンツが自己に登録されているときにはそのデジタルコンテンツを削除する機能をコンピュータに実現させるためのプログラム。

【請求項13】 複数のデジタルコンテンツを蓄積し、複数のデジタルコンテンツを含むデジタルデータを配信する中央管理装置と、前記中央管理装置から配信されたデジタルデータを受信して、複数のデジタルコンテンツを記憶手段に登録すると共に、その登録したデジタルコンテンツを利用者に個別に配布する複数の端末装置との間でデータの送受を行う機能をコンピュータに実現させるためのプログラムであって、

前記中央管理装置が、デジタルデータとして、当該デジタルデータの配信時点で前記端末装置に存在すべきデジタルコンテンツについてのリスト情報を含めたものを作成して配信する機能と、

前記各端末装置が、配信されたデジタルデータを受信し、デジタルコンテンツを記憶手

段に登録した後、当該デジタルデータに含まれるリスト情報を参照することにより、そのリスト情報に記されているデジタルコンテンツのうち記憶手段に登録されているデジタルコンテンツを特定し、その特定したデジタルコンテンツについての在庫リスト情報を作成すると共に、その作成した在庫リスト情報を前記中央管理装置に送信する機能と、
をコンピュータに実現させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】データ配信装置、データ受信端末装置、及びデジタルデータ配信システム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】